

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年10月26日

水 曜 日

第 4122 号

目 次

告 示

○鳥獣保護区の指定	1
○鳥獣保護区の存続期間の更新	2
○特別保護地区の指定	13
○救急病院に該当しなくなった病院	15

公 告

○開発行為の工事完了	16
------------	----

告 示

富山県告示第460号

鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 鳥獣保護区の名称
奥五位鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
別紙図面に表示する区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、能登半島基部を南北に伸びる丘陵性山地の標高約200メートルから240メートル及び350メートルから500メートルまでの地域で高岡市福岡町沢川集落を挟んで北西及び南東に位置する2つの区域であり、ため池、小溪流及び沢が多数あり、その地形は変化に富んでいる。植生としては、低山性のコナラ等の広葉樹のほか、アカマツ、スギ等が見られる。また、農耕地や造林地が多い里山が近接していることから、林縁性のホオジロ、ヒヨドリ等をはじめ、ヤマガラ、メジロ等の留鳥及びサンショウクイ、ホトトギス等の夏鳥が多い。さらに、当該区域は、全国的にも渡り鳥の経路として有名であり、春秋の渡りの季節には多くの渡り鳥を見ることができる。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第461号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により城山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 鳥獣保護区の名称
城山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、日本海に接する丘陵地帯及び小島が点在する海面からなっており、植生は、標高248メートルの城山を中心に広葉樹林帯が広がり、一部にスギの造林地が点在している。また、海岸に接する一帯には「鹿島樹叢^{そう}」があり、その一帯は、朝日県立自然公園として指定されている。このように、当該区域は、鳥獣の良好な生息環境が維持されているほか、渡り鳥の経路にもなっており、春秋の渡りの季節には多くの種類の渡り鳥が見られる。また、海岸沿いは、水鳥の良好な生息環境にもなっている。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第462号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により大平鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

大平鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、新潟県境に接する境川の上流地帯に位置し、標高約 400メートルから 1,600メートルまでの山岳地帯にある。当該区域は、その全域が国有林であり、その地形は変化に富み、溪流が多く存在している。また、植生は、ブナ、ミズナラ等の広葉樹がほとんどを占めており、自然度の高い良好な状態で保存されている。さらに、当該区域は、渡り鳥の経路にもなっており、低山帯から亜高山帯にかけ、多くの種類の鳥獣が生息する良好な環境となっている。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第463号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により小口川鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

小口川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、県の南部の常願寺川の支流である小口川の南側に位置し、標高約800メートルから1,700メートルまでの山岳地帯にある。当該区域は、その全域が国有林であり、植生は、主としてブナ、ミズナラ、カンバ等の広葉樹で構成されており、森林性の鳥獣の生息に適した自然環境が保存されている。

このため、これらの森林性の鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第464号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により水見海岸鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

氷見海岸鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地

(2) 指定目的

この区域の海岸線の延長は、約24キロメートルに及び、県内の海岸線の約4分の1に相当し、また、当該区域は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により変化に富んだ海浜地形を呈している。植生は、海浜植物が多く、クロマツ、ネムノキ等も見られる。また、多くの水鳥がみられ、岩礁地帯は、水深が5メートルから10メートル程度であることから、潜水性海鳥の格好の採餌場となっている。さらに、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多く見られ、鳥獣の生息に適した環境となっている。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第465号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第

28条第7項ただし書の規定により利賀鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

利賀鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、小牧ダム上流の庄川及び同川の支流である利賀川に囲まれた標高約300メートルから800メートルまでの地帯に位置している。植生は、主としてブナ、ナラ等の広葉樹で構成されており、一部にスギ等の造林地を含んでいるが、自然環境は良好な状態で保存され、森林性の鳥獣の生息に適した環境となっている。

このため、これらの森林性の鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第466号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第

28条第7項ただし書の規定により座主坊鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

座主坊鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、県の南部の常願寺川右岸の標高約 600メートルの山々に囲まれた山麓地帯に位置し、中部山岳国立公園の立山ルート入口に当たる。植生は、ナラ、カエデ、ミズキ等の広葉樹が多く、一部にスギの造林地を含んでいるが、自然環境は良好な状態で保存され、森林性の鳥獣の生息に適した環境となっている。また、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の経路にもなっている。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第467号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により白木峰・金剛堂山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域一帯は、富山平野中央を流れる神通川支流の大長谷川、百瀬川上流に位置し、標高約 200メートルの低山帯から標高約 1,600メートルの高山帯に至る地域であり、植生としては低山帯にはトチ、ホオノキ、ミズナラ等の夏緑樹林が、標高 1,000メートル以上になるとブナ林などが見られる。このような自然環境を反映して、タカ類やフクロウまた、ツキノワグマやムササビなど多種多様な鳥獣が生息している。

このようなことから、鳥獣の好適な生息環境である当該区域を鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図るものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第468号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により奥神通鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

奥神通鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、県の中央を流れる神通川の上流部に同川に沿って位置する川面（標高約 100メートル）から下山（標高 450.4メートル）に至る地域であり、当該区域の大部分は、神通峡県定公園及び神通峡自然環境保全地域に指定されている。植生としては、コナラ、リョウブ、アカマツ、ウラジロガシ等が見られる。また、当該区域には水域、農耕地、森林及び河岸断崖があり、富山県では生息数が少ないブッポウソウ及びヤマセミが生息しているほか、秋冬にかけてはカモ類が見られる等、四季を通じて数多くの鳥類が見られる。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第469号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により医王山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

医王山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、県西部の石川県境と接する標高約 140メートルから 939.1メートルまでの奥医王に至る地域に位置し、大小の溪流及びため池が多数あり、当該区域の大部分が医王山県立自然公園に指定されている。植生としては、山麓部ではスギ、ヒノキ、コナラ、クリ等が、中腹部ではコナラ等に混じってリョウブ、マルバマンサク、ヒメアオキ等が、標高 500メートル付近からはブナが見られ、国見峠付近では樹林を形成している。また、当該区域には、森林性の鳥獣が多く生息し、県内では比較的珍しいサンコウチョウ及びハチクマも繁殖しており、鳥獣にとって良好な生息環境となっている。さらに、当該区域は、

能登半島に連なる冬鳥の渡りの経路にもなっており、春秋の渡りの季節にはツグミ、シロハラ等の多くの渡り鳥を見ることができる。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第470号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により常願寺川河口鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

常願寺川河口鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地

(2) 指定目的

この区域は、渡り鳥の越冬地又は中継地となっていることから、多種多様な水鳥が飛来し、また、レッドデータブックとやま2012に掲載されているミサゴ、

コアジサシ、ヒクイナ等の貴重な野鳥も見られ、野鳥の保護繁殖のため重要な地域である。さらに、この区域は、富山市街から近いこともあり、当該区域を県民の探鳥の場として提供することにより、鳥獣保護思想の普及啓発を図ることができる。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第471号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特別保護地区の名称
氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分
集団渡来地
 - (2) 指定目的

当該区域周辺は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により構成される変化に富んだ海浜地形であるため、多くの水鳥が見られ、また、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多く見られる。当該区域は、灘浦沖に浮かぶ富山県内最大の島であり、レッドデータブックとやま2012に掲載されているハヤブサ及びクロサギ等の貴重な鳥類が見られるほか、生物学的にも貴重な動植物相を呈している。また、当該区域は、能登半島国定公園の特別保護地区及び県の天然記念物に指定されており、生物学上貴重な文化財として重要視されているだけでなく、県民にも広く親しまれている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、自然環境の保全を図り、野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第472号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特別保護地区の名称
白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月 1 日から平成38年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該区域は、県南部に位置する白木峰及び金剛堂山付近に位置し、植生はブナの天然林となっており、山頂部付近は高層湿原が点在し、植生の変化に富む地域となっている。このような自然環境を反映して、タカ類やツキノワグマなどをはじめとした多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な地域となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第473号

救急病院に該当しなくなった病院について

次の病院は、救急病院に該当しなくなったので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第2項の規定により告示する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者
本郷林整形外科病院	高岡市本郷二丁目 1 番34号	医療法人社団誠林会

~~~~~  
公 告  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字若宮3448番1、3448番2及び3449番3	同 左	道路 下水道	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社
射水市土合 873番 1	/	/	射水市土合 875番地 1	杉本 昌寛
射水市加茂東部 738番 1	/	/	富山市天正寺 491番地 ベルローズB棟 101号	島倉 多佳彦
黒部市三日市字茅堂4016番1	/	/	東京都千代田区神田和泉町 1 番地の19	YKK不動産株式会社